

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会（第33回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成24年2月21日（火） 14:00～14:59

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、佐々木 かをり、関口 博正、  
辻 正次、東海 幹夫、長田 三紀、宮本 勝浩

（以上8名）

第3 出席した関係職員等

原口 亮介（電気通信事業部長）、安藤 英作（総合通信基盤局総務課長）、古市  
裕久（事業政策課長）、木村 公彦（事業政策課調査官）、二宮 清治（料金サービ  
ス課長）、大村 真一（料金サービス課企画官）

日下 隆（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第4 議題

諮問事項

ア 電気通信事業法施行規則の一部改正について【諮問第3039号】

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備  
に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成24年度の接続料  
等の改定）について【諮問第3040号】

## 開 会

○根岸部会長　それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会を開催いたします。

本日は、委員全員が出席されております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めたいと思います。

本日の議題は、諮問事項2件であります。

○根岸部会長　では、まず最初に、諮問第3039号、電気通信事業法施行規則の一部改正につきまして、総務省から説明をお願いいたします。

○二宮料金サービス課長　それでは、お手元の資料33-1に基づきましてご説明申し上げます。本件は、後に詳しく申し上げますが、昨年末の情報通信審議会の答申におきまして、「二種指定設備制度に係る規律の適用対象を見直し、拡大することが適当」とされていることを受けまして、電気通信事業法における第二種指定電気通信設備の指定に係る省令委任事項を定めるため、電気通信事業法施行規則の一部を改正するものでございます。

2ページ目の改正の概要をご覧いただければと思います。

改正の背景でございますが、まず、この制度の概要からご説明申し上げます。

第二種指定電気通信設備制度は、一定以上のシェアを有する電気通信事業者が、接続協議における交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取り扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあることに鑑みまして、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保し、円滑に接続可能な環境を整備することで、公正競争の促進や利用者利便の増進を図る観点から非対称規制として設けられたものでございます。

具体的に申し上げますと、業務区域における特定移動端末設備の占有率、端末シェアでございますけれども、25%超を有する電気通信事業者に交渉上の優位性を認めまして、当該特定移動端末設備と接続される伝送路設備等を第二種指定電気通信設備を二種指定設備として指定いたしまして、この設備を設置する電気通信事業者を二種指定事業者とし、二種指定事業者に対しまして、接続約款の作成・公表・届出、接続会計の整理等の接続に関する規律を課しているものでございます。

この現行の二種指定設備制度等につきまして、情報通信審議会において、モバイル市

場の環境の変化を踏まえまして、公正競争確保の観点から、今後も十分な役割を果たしていけるものかどうか検証が行われたところでございます。平成23年12月20日に、冒頭に申し上げました答申を頂いているところでございます。

今回の電気通信事業法施行規則の一部改正は、この答申を踏まえまして、二種指定設備の指定の基準について、所要の規定整備を行うものでございます。

具体的な改正の中身でございます。その下に改正の概要としておりますけれども、二種指定設備の指定の基準を現行「4分の1」であるところを、「10分の1」を超えるものに改正するというものでございます。

1 ページおめくりいただければと思います。

続きまして、情報通信審議会答申の概要について説明申し上げます。答申におきましては、MNO間の関係とMNOとMVNOの関係の双方に着目しまして、二種指定設備制度の検証が行われたところでございます。MNOについてでございますけれども、脚注の2をご覧くださいいただければと思います。Mobile Network Operator の略でございます、移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、無線局を自ら開設・運用している者というものでございます。

他方、MVNOにつきましては、Mobile Virtual Network Operator の略でございます、MNOの提供する移動通信サービスを利用いたしまして、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であり、無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用していない者というものでございます。

本文にお戻りいただきまして、具体的な検証の結果としましては、二種指定設備制度の制度創設時と比較しまして、MNO間における交渉上の地位が変化し、強い交渉力を持ち、優位な電気通信事業者であっても、現在の適用基準では二種指定事業者とはならない場合が存在し得ると考えられる旨指摘をされているところでございます。

また、MVNOの果たす役割の重要性が高まっているところ、周波数の有限希少性等により新規参入が困難なモバイル市場において競争を進展させる観点から、MVNOの事業環境を一層整備することが必要との認識のもと、MNOとMVNOとの関係を踏まえた制度といたしまして二種指定設備制度を位置付けることが適当とされております。これらを背景としまして、「二種指定設備制度に係る規制の適用対象を見直し、拡大することが適当」とされたところでございます。

これを踏まえまして、運用対象を拡大する場合の具体的な基準について、検討を行う

こととなりますけれども、答申におきましては、具体的な基準を検討するに当たって、以下の2点を踏まえることが適当とされております。

1点目は、MNO間の関係に着目したものでございます。上位3社の交渉上の地位の優劣の差は縮小してきていると考えられる一方、加入者シェア第4位の事業者のシェアは第3位の事業者とは大きな開きがあり、上位3社との間で、交渉上の地位に顕著な優劣が生じていると考えられる現状を踏まえまして、非対称規制の仕組みを維持しつつ、必要な見直しを行うこと。

2点目でございますが、MNOとMVNOとの関係に着目いたしまして、原則としてすべてのMNOがMVNOとの関係において交渉上の優位性を持ち得るものの、シェアが相当程度低いMNOは、MVNOに自網を利用してもらうことによって収益拡大を図るインセンティブが働くことを踏まえまして、必要な見直しを行うこと。そしてこの相当程度低いシェアの判断に当たりましては、企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針における判断基準など競争法上の基準値等を参考に検討すること。このようなご提言を頂いているところでございます。

それ以下、答申の関連部分の抜粋でございます。適宜ご参照いただければと思います。

4ページでございますが、具体的な指定の基準値の検討でございます。具体的な指定の基準値の検討に当たりましては、まず基準値に係る制度創設時の考え方を概観した上で、答申で示された、今申し上げました2つの関係それぞれについて、市場環境の変化を踏まえた検討を行うこととさせていただきたいと思っております。

まず、現行の指定の基準値についてでございますが、現行の二種指定設備制度では、端末シェア25%を基準値として、当該特定移動端末設備と接続される伝送路設備等を二種指定設備として指定しております。現在NTTドコモ、沖縄セルラー、KDDIの3事業者に対しまして、同設備を設置する事業者として二種指定設備制度の規律を課しているところでございます。指定の基準値として25%を採用した理由といたしましては、制度創設時、情報通信審議会において、以下の4点が示されております。

四角囲みのところでございますが、まず①として、当時のEUの相互接続指令上、SMP、顕著な市場支配力を有する事業者の指定基準として、「25%超のシェアを持っているとき、顕著な市場支配力を有すると推定される」とされていること。

1つ飛ばしていただきまして、③として、独占禁止法の運用指針の中で、企業結合後の市場シェアが25%以下となる等の場合には、「競争を実質的に制限することとなる

とは通常考えられない」とされていたこと。

1つお戻りいただいて②として、我が国の携帯電話市場におきましては、電波の有限性から、各地域において3～4社による競争が行われており、全事業者の25%を超えるシェアを有していれば、相対的に大きな市場支配力を有する事業者と考えられること。

④として、移动通信市場におきまして、同一のエリアに相対的に高いシェアを有する事業者が複数存在して、寡占的な競争が行われる事態が想定され、こうした市場特性のもとでは50%超の基準を用いるのではなく、25%超という低めのシェアが適当であること。

以上、4点指摘されていたところでございますけれども、①と③につきましては市場環境の変化等を踏まえた改正がなされ、現在EUの規制につきましては、25%の基準値の位置付けが変わっております。他方、独禁法の運用指針につきましては、25%の基準値は採用されていないという状況でございます。

また、②と④につきましては、寡占的な競争が行われる市場を背景といたしまして、基準値として25%を採用したものでありますけれども、現在の市場環境においては、25%基準では、交渉上の優位性を持つ事業者であっても必ずしも二種指定事業者とはならない場合が生じているという状況でございます。

続きまして、市場環境の変化等を踏まえた具体的な指定の基準値の検討ということで、2つの視点から分析をしております。

まずMNO間の関係についてでございますが、携帯電話市場全体の規模が拡大する中で、市場環境等も変化しており、これに伴ってMNO間の交渉上の地位は変化しております。とりわけ近年の市場環境の変化といたしまして、端末シェア、新規事業者の参入の機会、この2つが重要でございます。これに沿ってMNO間の交渉上の地位の変化を概括し、具体的な指定の基準値の見直しを検討することが適当と考えられます。

まず、端末シェアについてでございますけれども、携帯電話市場における端末シェアは、制度創設時と比較して大きく変化をしております。お手元の参考資料の18ページを併せてご覧いただきながらと思っておりますけれども、制度創設時の携帯電話市場は、突出した端末シェアを有しますNTTドコモグループと、一定の端末シェアを有するKDDI、Jフォングループとツーカーグループから構成されておりましたが、その後、NTTドコモの端末シェアが次第に低下する一方で、KDDIとソフトバンクモバイルの端末シェアは上昇してきておまして、現在上位3位までの事業者の端末シェアは相

当程度近接してきております。その一方で、3位のソフトバンクモバイルと4位のイー・アクセスとの間には顕著な差が存在しているという状況でございます。つまり、現在の携帯電話市場は、相当程度近接した端末シェアを有する上位3事業者による寡占的な状態となっているところでございます。

こうした端末シェアの変化に伴いまして、接続協議における交渉上の地位も変化してきており、これを踏まえて指定の基準値を見直すことが適当と考えられます。

まず、寡占的な状態を構成する上位3事業者と4位の事業者の間に目を向けますと、端末シェアに顕著な差が存在するため、接続協議における交渉上の地位についても顕著な優劣が生じていると考えられます。こうした交渉上の地位の顕著な優劣を背景といたしまして、端末シェア上位3事業者は4位の事業者に対し、接続における不当な差別的取り扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあると考えられます。

その次のページでございます。次に、上位3事業者の関係に目を向けますと、端末シェアが相当程度近接してきているため、接続協議における交渉上の地位の優劣の差も相当程度縮小してきていると考えられます。しかしながら、現状、上位2事業者には二種指定事業者としての規律が課される一方、3位の事業者は非指定事業者として規律が課されていないこと、また、二種指定設備制度による規律が、接続約款の作成・公表・届出義務等を通じまして、接続協議における二種指定事業者の交渉の自由度を制限することから、二種指定事業者の交渉力を低下させており、結果として相対的に非指定事業者の交渉力を高める効果があると考えられます。これを踏まえまして、交渉上の地位の優劣の差がほとんど認められない寡占的な状態を構成する上位3事業者間におきまして、当該規律の存否が非指定事業者の交渉力を相対的に優位にする形で不均衡を惹起するおそれがあると考えられます。

以上の状況に対応いたしまして、公正な競争の確保を通じて、利用者利便を増進させる観点からは、寡占的な状態を構成する上位3位までの事業者に二種指定設備制度の規律を課することが適当であり、具体的な指定の基準値につきましては、上位3事業者を指定可能な、現行より低い基準値に見直すことが適当と考えられます。

続きまして、新規事業者の参入の機会についてでございますが、携帯電話市場への新規参入は、一般に周波数の有限希少性により困難でございますが、技術革新や周波数再編施策によりまして、新規のMNOが参入する機会が生じております。例えば、平成17年に新たに周波数の割り当てを受けた事業者が、平成19年に13年ぶりに市場参入

し、事業を開始しているところがございます。さらに、今後周波数の割り当てが見込まれることから、新規のMNOが市場参入する可能性がございます。

こうした状況を踏まえますと、二種指定設備制度の指定の基準値も、新規に参入するMNOと既存のMNOとの関係も考慮した見直しを行うことが適当と考えられます。

この点につきまして、新規MNOは参入当初において、自身の端末シェアが既存MNOと比較して極めて少数であり、業務区域も限定的となりやすく、そのため、新規MNOにとりましては既存MNOとの接続が事業展開上非常に重要であるにもかかわらず、高い端末シェアを有するMNOのみならず、比較的低い端末シェアを有するMNOに対しても劣位な立場での交渉を強いられることとなります。この観点から、より低い端末シェアを有するMNOを指定した上で、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保することにより、新規MNOとの交渉上の地位の不均衡を是正し、公正な競争を確保することが必要であると考えられます。

ただし、その際にも、新規MNOに対してさえも交渉上の優位性を持たない相当程度低い端末シェアを有するMNOにつきましては、これを指定しない場合であっても、公正競争確保上の問題が生じるとは認められないと考えられます。この、相当程度低い端末シェアを検討するに当たりましては、二種指定設備制度の創設当時、PHSの加入者数が携帯電話の加入者数の10%に満たなかったことから、PHSは移動体通信市場全体に与える影響が低いと判断され、PHSは二種指定設備制度の指定の基準値算定のベースから除外をされておりました。こうした従来からの運用と整合させることが適当と考えられます。すなわち、これと同様に携帯電話市場への影響が低く、公正競争確保上の問題が生じない程度を判断するに当たっても、この基準を参考とすることが考えられます。

以上のように、新規事業者の参入の機会の増加からは、指定の基準値を端末シェア10%に見直すことが考えられるとしております。

以上をまとめまして、端末シェアからは、現行より低い基準値に見直すことが適当と考えられ、新規事業者の参入の機会からは指定の基準値を端末シェア10%に見直すことが考えられるところがございます。以上2-2-1の市場環境の変化を踏まえた検討全体からは、指定の基準値を端末シェア10%に見直すことが考えられると整理をいたしております。

その次でございます。2-2-2、2つ目の視点、MNO-MVNO間の関係について

てでございます。制度創設時と比較した携帯電話市場環境の変化につきましては、上述のMNO間の関係の変化に加え、MVNOとの接続という新たな形態が出現・増加している点が重要でございます。現状、MVNOは契約数ベースで年率34%の伸びと順調に発展しておりますけれども、携帯電話市場全体から見ると、依然低いシェアにとどまっております。答申にございますとおり、こうした携帯電話市場全体の競争を促す観点から、MVNOの一層の市場参入や進展を促すことが望ましいと考えられ、この観点から具体的な指定の基準値の見直しを検討することが適当と考えられます。

次のページでございますが、MVNOが事業を運営するには、周波数の割当てを受けたMNOのネットワークに接続することが必要となりますけれども、これは、原則、すべてのMNOがMVNOとの関係においては交渉上の優位性を持ち得ることを意味しております。他方、端末シェアが相当程度低いMNOは、むしろMVNOに自網を利用してもらうことによる収益拡大インセンティブが働くと考えられます。このことを踏まえますと、そうした場合までMNOがMVNOとの関係において、交渉上の優位性があると認めることは難しく、端末シェアが相当程度低いMNOを直ちに規制の適用対象とする必要性までは認められないと考えられます。

この場合、この相当程度低いシェアが具体的にどの程度なのかを検討する必要がございますけれども、この点については、答申にございますとおり、競争法上の基準を参考とすることが適当と考えられます。MNOとMVNOの関係はいわばネットワークの卸売と小売の関係であることに着目いたしますと、企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かを判断するに当たっての考え方を整理しております企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針の中の、垂直型企业結合等による競争の実質的制限についての考え方を参考とすることが可能でございます。この考え方では、企業結合後の企業のシェアが10%以下であれば、「競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない」とされていることを参考とすることが考えられるというものでございます。

もっとも、その際の留意点といたしまして、事業者の取引先選択が自由な一般の商取引とは異なり、携帯電話市場においては、電波の割当てを受けた限られた数のMNOとの接続がMVNOの事業展開上極めて重要であるという点には注意が必要でございます。こういった特性を持つMNO-MVNO間の接続協議におきましては、一般の商取引においてよりも、交渉上の地位の優劣に起因する公正競争確保上の問題が顕在化しやすい



と考えられ、その観点からは10%を下回る端末シェアのMNOも規律の適用対象とすることが検討の対象とならないわけではございません。しかしながら、目的に照らして必要最小限の規制とする観点から、当面、競争法上の基準を超えて、10%を下回る端末シェアのMNOに対してまで、その規制対象を拡大することが必要とは認められないということでございます。まずは市場環境を継続的に注視することが適当と考えられます。

以上をまとめますと、MNO-MVNO間の関係からは、指定の基準値を端末シェア10%に見直すことが考えられるとしております。

2-2-3、その他でございますが、ここまでのところ、市場環境等の変化を踏まえた検討を行ってまいりましたけれども、具体的な指定の基準値を検討するに当たっては、これに加えてその他の競争法上の基準も参考とすることが適当と考えられます。この点、我が国の流通・取引慣行に関し、独占禁止法上問題となる主要な行為類型についてその考え方を示した流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針を参考とすることができると考えられます。

本指針におきましては、市場における有力な事業者が、取引先事業者に対し、みずからの競争者と取引しないよう拘束する条件をつけて取引する行為などについて、一定の場合に、不公正な取引方法に該当し、違法としております。この市場における有力な事業者として認められるかどうかの目安といたしまして、シェアが10%以上またはその順位が上位3位以内であること、これが基準とされており、具体的な指定の基準値の検討に当たってはこの基準を参考とすることが適当と考えられます。なお、前述いたしました留意点、すなわち一般の商取引との比較による、接続協議における事業者間の交渉上の優位性の考察につきましては、前述のMNO-MVNO間の関係での検討と同じでございます。

以上、これら競争法上の基準を参考とした検討からは、指定の基準値を端末シェア10%に見直すことが考えられるところでございます。

結論でございますけれども、以上の検討を踏まえまして、指定の基準値として、現行の「4分の1を超えるもの」を見直し、「10分の1を超えるもの」とすることが適当であると考えられます。施行期日につきましては、公布の日としております。

なお、具体的な省令改正の新旧対照につきましては、一番後ろでございます、19ページに新旧対照を掲載させていただいております。説明は以上でございます。

○根岸部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、どうぞご質問、ご意見がございましたらよろしくお願ひいたします。

○東海委員 よろしいでしょうか。

○根岸部会長 はい、どうぞ。お願いします。

○東海委員 我々がこういった市場規制を考える際、第一種指定電気通信設備制度とよく比較をするわけでございますけれども、一種指定設備制度の場合には、もともとドミナントがあって、それに対する接続事業者という形での規制の方法というものを議論することが今でも多いのだらうと思うのですが、民営化以降に市場が形成された移動通信については、ある意味では市場の力の中で、比較的うまい環境でといいましょうか、自然な環境でといいましょうか、競争がなされるという状況ができてきたと思います。

ただし、25%に基準を設定した当時は、今ご説明のあったとおり、やはり一種指定設備制度でのドミナントのグループ企業の会社が強い力を持っているという形だったと思います。その際、よく我々が勉強のために参考にしたのが、EUの40%基準だったかと思ひますけれども、SMP基準につきましては、EUというのは、もともと色々な国が経済圏を構成しておりますから、我が国の場合の基準としてそういったものをそのまま参考にするということは、適切ではないだらうと。参考にはするが、ということで、およそのところ25%に落ちついて運用されてきたかと思ひます。

その際、今回10%という基準を設定するに際しての論理を今ご説明いただきました。概ね理解いたしましたけれども、上位3社ということは、グラフを見ても何を見ても、データを見ても我々は理解をするところでございますし、またさらに、10%に下げる根拠として、一つの根拠である、10%より以下の人たちというか、特にMNOとMVNOの関係のご説明について十分に理解したところですが、ただ、25%と10%の間には、数字上はかなり幅があって、その上位のほうは比較的わかりやすい形になっているわけですが、10%に近い階層のところについての理屈というのはあまり説明がなかったように思ひます。

最後の10ページの2-2-3のところ、その他の競争法上の基準を参考として、シェアが10%以上またはその順位が上位3位以内だというようなことも参考にしていられるというご説明があったのですが、この際、結果として、この部分のシェア10%の方だけを採用になられて、上位3社の方とはとらなかったと、こういう理解でよろしゅうご

ございましたでしょうか。あるいは、もしそうであるならば、さらに議論を深めるためには、今申し上げた25%と10%の間の階層の上位階層、下位階層の中の下位階層のところにMVNOと同じような、本来二種指定設備として規制の対象とすることが適切かどうかという議論は、何かの根拠で議論を深めていかなければならないかなと少し思ったところですので、確認をさせていただきたいと思います。

○根岸部会長　ありがとうございます。事務局のほうでもしよろしければ、今のご質問についてお願いします。

○二宮料金サービス課長　10%の基準につきましては、この改正概要の資料の説明の中で、幾つかの視点を提示させていただいて、整理をしているところでございます。東海委員ご指摘のMNO-MVNOの関係につきましては、企業結合ガイドラインにおける10%の考え方、これが競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられないという整理に基づきまして、10%を参考としているところでございます。

それ以外の考え方といたしましては、MNO間の分析の中で、最後のところ、8ページにお示しをいたしておりますけれども、制度創設当時の特定移動端末設備に含める設備を判断するに当たって、当時のPHSを入れるかどうか、PHSを算入のベースにするかどうかということについて、10%を1つの基準といたしまして、これを10%に満たなかったということから、ベースに含めることをしていないという運用があったことも踏まえて、この観点からも10%の見直しということでは考えられるのではないかとこの視点を示しております。

また、全体に通じる形で、一番最後のところでございますけれども、流通取引慣行のガイドラインにおける考え方でありまして、シェアが10%以上またはその順位が上位3位以内であること、このうちのシェアが10%以上という部分を踏まえまして、基準値といたしまして10%の見直しが考えられるとしているものでございます。

この省令の改正につきましては、法律の委任を受けた省令改正ということでございまして、法律の中で総務省令で定める割合を超えるもの、この超えるものが何%なのかという点について、焦点を当てて議論をしているところでございまして、その意味で今申し上げた3つの観点から、いずれも10%の見直しが考えられるということから、全体10%の見直し、10分の1の見直しとしたものでございます。

○根岸部会長　はい、どうぞ。

○東海委員　私の申し上げたかったことは、1つは色々な事情やらヨーロッパの事情、

他の法律による事情というのがあるわけですが、あくまでも第二種指定電気通信設備に係る市場というものの現状をしっかりと見きわめて議論を深めていくことが必要だというのが第1点と。また、今おっしゃられたご説明のいずれも、10%以下は入れるべきではないという根拠がほとんどだったということかと思っています。私が質問したのは、10%を超えて部分について、それが全て適切なものであるのかということ議論の対象として深めなければいけないのではないだろうかということをお願いしたわけでありまして。今日どうこうということではないんですが。

○根岸部会長　　どうぞ。

○二宮料金サービス課長　　その点につきましては、電気通信市場の特殊性について、この改正概要の中で書いておりますけれども、通常の一般的な取引と比べた電気通信市場、特に携帯電話市場における特殊性は、電波の割当てを受けた限られた数のMNOとの接続が極めて重要であって、その意味でいけば交渉上の地位の優劣に起因する公正競争確保上の問題が顕在化しやすいというところがございます。すなわち、一定の者との取引のみを行えば事業が成立するというのではなく、限られた数のMNOに対して接続することが極めて重要だと。したがって、そうしたMNOとの接続ができなかったときの影響が極めて大きいという、そういった電気通信携帯電話市場の特殊性を踏まえまして、携帯市場においては一般競争法上で許容される範囲を超えて、規制の対象とする必要があるのではないかという考え方を示させていただいているところがございます。他方、目的に照らして必要最小限の規制とするという観点から、広汎に対象を広げるのではなく10%という数字を参考として基準を設定し対象を拡大しないとしており、市場の特殊性も踏まえた整理をしているということでございます。

○根岸部会長　　東海委員、どうぞ。

○東海委員　　業務区域の実態を私はまだ十分に勉強しておりませんので、また少し勉強しながら議論を深めていければと思っているところでございます。

○根岸部会長　　どうぞ、ほかに。

今、電気通信市場とか特殊性とか、そういうことをおっしゃいましたけど、電気通信事業法では、32条というのがございますよね。それぞれの電気通信事業者間で接続する法的な義務があることが前提になっているということが、まず出発点として非常に重要だと私は思いますが、いかがでしょうか。独禁法の世界というのは別にだれと取引をするか、全く自由ということが前提になっている世界なので。もしこの接続義務がある

ということを厳しく推し進めれば、ほとんどの事業者の間で接続しなさいということになって、全ての事業者に規制をかけるという、そういう方向に行くかもしれないですね。

しかし、それではかえって具合が悪いと。競争という観点から見てもそのような新規参入とか、非常にシェアの小さいものに、厳しくこの規制を加えることがかえって競争にとってマイナスという面もあるのではないかという気がいたしますけれども。ただ、今東海委員がおっしゃったように、実際の携帯市場あるいは移動体の市場の現状というか、そういうものを精査していただいて、接続委員会でもしこれが諮問について検討するということになりましたら、接続委員会で検討していかなければなりませんので、また東海先生が主査のところでも検討いただくということにならざるを得ないのであります。多分そういうことでご質問になったのだと思いますけども。

どうぞ東海先生もほかの方も、ほかに議論がありましたら。

○辻委員　よろしいですか。

○根岸部会長　どうぞ。

○辻委員　どこで線を引くかということには、理論的な根拠はないわけで、変えようと思えば変えられるわけですね。おっしゃられたように接続約款があり、接続する相手に対して、全部開示するのが原則だと思いますが、先ほど部会長が言われましたように、弱小、あるいは新規に参入された小規模な事業者にそこまで経営的な負担をかけるのは難しいという視点も正しいと思います。やはり、今の25%を境にして非対称的になっていることが政策的課題であることは、様々な公聴会とかヒアリングを通じて承知しています。やはり線を引くという、何%が妥当だという原則は非常に難しく、やはり政策的に対応するしかなく、今提案のあった10%という数字は非常に微妙で、良いラインだと思います。当面の政策課題には、これにより事業者間で問題になっているものはある程度解決できると評価しています。ただ、理論的な観点から言うと、確かに東海委員がおっしゃるとおりで、それなりの正当性は必要ですが、現実的な政策ということであれば、非常に微妙ですが、良いラインかなと思います。

○根岸部会長　ありがとうございます。どうぞ、ほかの委員の方。酒井委員、どうでしょうか。もし何かございましたら。

○酒井委員　今の辻委員がおっしゃったとおり、この10%という値が良いのかどうかはよくわからないところもありますけども、現実問題として、ある程度のギャップが存在するというところで、そこをうまく引くための1つの案かなと思っております。もし

将来的に、例えばある企業が10.1%で、ある企業が9.9%になったら、間で切るということはあり得ないと思うのですが、現状としてはこの辺は区切りがいいところで、状況を見ながら、だんだんとやっていくほかはないかなと。あとは極端にいきますと、着信独占とか、周波数を割り当てられているということですのですべての事業者ということもあり得るのですが、今回そこはとらないという考え方で、微妙という言葉がありましたけど、ちょうど良いのかなと思っております。

○根岸部会長　どうぞ、ほかに。

○宮本委員　今各委員の先生方からご意見が出ましたけども、私も、10%というのは理屈はないのですが、現実的にはこの辺が妥当なところかなと思います。ただ、端末シェアというのは常に変化していますので、やはりある程度短い期間を置いて注視していくということが必要ではないかなというふうには思います。

○根岸部会長　ありがとうございます。どうぞほかに、いかがでしょうか。よろしいですか。関口委員、何かございますか。

○関口委員　特段変わった意見はないのですが、この9ページのところで、最後の行で、市場をこれからも継続的に注視していく、これは多分非常に大切なポイントだと思うのですね。先生方のご指摘のとおり、10%という数字に特段それほどの理由づけというか、積極的な意味はないと思うのですけれども、むしろ独禁法上の10%という数字はベクトルが逆ですよ。逆のことを指定しようとしていたところを持ってこざるを得なかったという意味では、やや苦しい理由かもしれないとは思いますが、ただ、移動体市場の現状をちゃんと見ると、具体的には4番手のイー・アクセスさんと、3番手のソフトバンクモバイルさんの間であれば実はどこでもよかったわけですが、切りのいい10%という数字をおとりになったと。そういうところだと思うのですね。

その意味では、4番手、3番手のシェアが拮抗してきたときにもう一度この数字は再検討するという点では、先ほど酒井委員がおっしゃったように、9.9%と10.1%にどこかに意味があるかといったら多分なくなるだろうという点では、やはり市場を見た現実的な政策判断として、5%以下のところ、5%未満のところと20%超のところとの間をとって10%だというのが現実的な判断だと思うのですね。この理由づけについてはそこそこの理屈がついているというふうに理解しております。

○根岸部会長　ありがとうございます。ございますか。はい、どうぞ。

○佐々木委員　同じなのですが、あとは、期間の見直し、今出ている期間についてで

すね。今の時点で10%ということで、まあ妥当であるということになった場合に、どの程度で見直しをかけていくのか。先ほどの9.9%と10.1%になったときと書くわけにはいかないと、どういう表現を使って、どういう期間で見直していくのかということですね。それから今は1位、2位、3位と4位の間の開きが大きいということも1つの意味合いから来ていると思うのですが、これが例えば1位、2位が断トツによくて、3位と4位が意外と拮抗しているけどパーセンテージは少し離れているようなときにどう見るかということもあると思うので、見直しについて何かもう少し検討して、文言になっているとよろしいかと思います。なかなか難しいですか。

○関口委員 いや、私はですね、今回紛争処理委員会等で、さまざまな指定、非指定をめぐる状況が現象として、紛争事案として出てきてしまっているということが、25%を見直すきっかけではあったと思うのですよね。ですから、この2位と3位のシェアにさほどの違いがなくなっている中で、規制の有無という形での効果に、あまりにも差がありすぎないかと思うのです。現実を見なさ過ぎる規制というのはよくないということで、今回見直そうとしたわけですから、そのような事案が、今後新規参入としてのMNOが出てくるかもしれないし、シェアが拮抗したところで、その拮抗のところでボーダーで紛争が生じるようなケースが起きたら、また改めて検討し直すという形で、それまでは、市場を注視するという形で私はよろしいのではないかと考えています。

○根岸部会長 ありがとうございます。ほか、よろしいですか。

それでは、この件につきまして、議事規則に従いまして報道発表し、広く意見募集ということにさせていただきたいと思います。この意見招請は規定どおり2回実施するというので、1回目は3月22日（木）までといたします。また、提出された意見を踏まえまして、2回目の意見招請を行いましてから、接続委員会において調査・検討いただきまして、その後その結果を踏まえましてこの部会で答申へ向けて検討する、こういうスケジュールにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのように決定させていただきます。

○根岸部会長 それでは、2番目の諮問事項で、諮問第3040号、NTT東西の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可、いわゆるLRICモデルに基づく平成24年度の接続料の改定につきまして、総務省から説明をお願いいたします。

○大村料金サービス課企画官 それでは、ご説明させていただきます。資料33-2をご覧ください。表紙及び1ページの諮問書をめくり、2ページをご覧ください。申請概

要でございます。

本件につきましては、NTT東西から本年2月16日に申請があったもので、実施予定期日は、認可後4月1日から実施することとされているものです。概要でございますが、LRIC方式による接続料算定に用います入力値の更新を行うための接続料規則の一部を改正する省令が本年1月30日付けで公布、一部施行されましたことを受けて、NTT東西の接続約款について、所要の変更を行うものです。具体的には、LRIC方式により算定される接続料について、平成23年度及び平成24年度の接続料算定に適用されるモデルを用いて算定された、平成24年度の接続料を規定する等の変更を行うものです。

接続料の算定の具体的な値ですが、5ページ、6ページでございますように、PHS基地局回線機能、加入者交換機能等、それぞれの機能について、接続料の改定をしているものです。数字が並んでおりますが、増えているもの、減っているものそれぞれ機能によってさまざまということになっております。

このような中で、2ページにお戻りいただきまして、代表的な接続の形態であるGC接続、IC接続についてみてみますと、GC接続については、平成24年度の接続料は5.26円で、平成23年度の接続料から0.18円増加するということになっております。また、IC接続については、6.79円で、平成23年度から0.23円増加することになっております。

3ページをご覧くださいと思います。算定根拠です。まず、接続料算定の分母として用いられます通信量ですが、こちらにつきましては、昨年度と同様、平成23年度下半期と平成24年度上半期の予測通信量を用いているものです。具体的な数値につきましては、下の表にありますように、いずれの回数、時間につきましても、昨年度に引き続いて減少傾向にあるというものです。

続きまして4ページをご覧ください。こちらが接続料算定の分子になる接続料原価です。こちらは、設備単価、保全費の減少あるいは耐用年数の伸びなど、入力値を見直した結果などによりまして、表にありますように、いずれも前年度と比べて減少をしているというものです。しかしながら、2つの表を見比べていただきますと、接続料原価の減少の幅、減少率よりも通信量の減少の幅、減少率のほうが大きくなっておりまして、結果として先ほどご覧いただきましたとおり、接続料は全体として上昇傾向にあることになっているものです。



なお、4ページの3にございますように、平成23年度までと同様、加入者交換機能の接続料原価に係るNTSコストにつきましては、表にありますように約1,433億円を控除した上で、そのうちの、き線点RT-GC間伝送路コスト約364億円を加算しているものです。

7ページをご覧ください。こちらが、審査結果です。審査事項の中で2番目、16番目、そして9ページの18番目の3つが今回該当するものですが、いずれも適と考えておりまして、その結果として本件については認可することが適当と認められるとさせていただいているところです。

以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。お願いいたします。

○東海委員　これも、一見すると2ページのとおり、5.08円から5.26円に、GC接続で上がっていると。両方とも値上げになるじゃないかと、これだけ見ればそういう議論もなきにしもあらずですけども、実態を考えますと、よくこれでおさまっているなという実感でございます。LRIC研究会等々がご尽力されて、随分長い間分子の、いわゆるコストについての削減あるいはその他のNTSコストに対する対応という、接続政策委員会等々での議論の中で、こういった形におさまってきているわけですが、おそらく今のご説明ですと、分母のほうのトラヒック減がそれを超えてさらに効いて、こういう形になったのだらうということですし、おそらくコストが下がっていく角度というのは、順次緩やかになっていくはずですから、これから趨勢を見たときにトラヒック減の傾向がまたぶり返ってきて、どんどん接続料の上昇が始まって、大きな問題になってくるということではなかろうかなと、私は受け止めております。

しかしながら、そういったトラヒック減の問題という、逆に言うと本質的な問題には、これは接続料問題を越えた何か色々な対応が今後必要であるということの警鐘であろうと思っておりますので、色々な場所でそういうことをご議論されていらっしゃると思っておりますので、それが近いうちに具体化していったら、何かIP化の動向等々に収れんをしていくのではないかなというような見方をして聞いておりました。

○根岸部会長　ありがとうございます。どうですか、辻委員。

○辻委員　今の東海委員の意見を受けて、少し意見を述べさせていただきます。このLR

I Cの接続料は、当初から接続料低減を図って競争を導入することが目的でした。これまでの経験からLRICにより様々な事業者が参入されて、昨今ではCATV事業者が黒電話の市場に参入しているようで、接続料が低いと事業者が参入しやすく、市場がより競争的になりますが、これはまさに政策の意図と合致しています。

ただ1点、気になりますのは、マイグレーションという視点からみますと、既存の黒電話のネットワークと光ファイバー等のブロードバンドネットワークとを2つ持つことが国民経済的にとって効率的であるかどうかということです。黒電話の接続料を低く抑えて、参入と競争を促進すると、どうしてもマイグレーションが遅れるということになります。マイグレーション全体の指針は、NTTが出した概括的展望で2025年に銅線の巻き取りを図るとされていますが、そこまでいなくてもすでに都市部では光ファイバー市場が飽和し、値下げ競争によりお客の取り合いが始まっています。その一方で、地方に行きますと、依然としてDSL等々のシェアが高いということになります。

このような場合、2025年まで競争やマイグレーションの進展を見て、それぞれ個別の施策を打っていくという考え方もありますが、できるだけ早くという言い方は適切でないかも知れませんが、マイグレーションを推進するのであれば、通常黒電話の接続料をできるだけ低く抑制することは国全体から見ると好ましいことではないかも知れません。今東海委員が言われましたように、全体の視点からこのLRICの位置づけを見る必要があるのではないかと思います。単にLRICによるトラヒックを追っていくことだけではなくて、このような視点から、市場全体のマイグレーションを考える必要があるという気が致します。

○根岸部会長 ありがとうございます。ちょっと大きな問題かもしれませんが、事務局のほうで何かありますか。

○大村料金サービス課企画官 今回諮問させていただいたのは、平成24年度の接続料ですが、平成25年度以降の接続料算定の在り方につきましては、現在その分子であります接続料原価の算定に用いるLRICモデルの在り方について、長期増分費用モデル研究会で、報告書がパブコメ中ですが、ご検討いただいているところでございまして、その結果も踏まえまして、その後分子だけではなく全体的に平成25年度以降の接続料算定についてどうしていくのかを、これまでのやり方では、情報通信審議会に諮問させていただいて、そちらでご検討いただくというようなことになっていくと思いますので、その場で、様々な難しいことがあろうかと思えますけれども、ご検討をいただきたいと

に考えております。

○根岸部会長　　お願いします。

○古市事業政策課長　　今の辻委員からのマイグレーション全体を見渡した取組が必要というご指摘、大変重要なご指摘だと思っております、昨年12月に情報通信審議会からブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について、答申をいただいたわけでございますけれど、その中で、電話網からIP網へ移行していくに当たっての、例えば利用者保護の観点、あるいは事業者対応の観点等々、様々な課題を検討いただきまして、できるだけ積極的な移行を前倒しで実現していくためにはどうしたらいいかというようなことを取りまとめていただいております。それも踏まえまして、行政としてはできるだけスムーズにマイグレーションを進めていくような環境整備に努めていきたいと考えているところでございます。

○根岸部会長　　ありがとうございます。いかがでしょうか。ほかの先生方。

今回の5次モデルは、これで一応終わりということですよ。その次は新たに、第6次になるのかどうかは別にして、新たな考え方を検討中ということですよ。

○大村料金サービス課企画官　　はい、そうです。

○根岸部会長　　よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○関口委員　　今、次の改良モデルと言っている、平成25年度以降のモデルについては、ベースとしては5次モデルを基本としておりますので、大幅な変更のある大改正のモデルではございませんので、基本的にはこの継続だと思っているのですね。

その意味では、メタルのLRIC、それから実際原価方式でいうとドライカップも関与してきますけど、メタル全体で、だんだん次のマイグレーションで光の時代に合わせこちらを収束に向かわせていくのかということ是非常に大きな議論になってきているところですが、一方では光の側で、DSL事業者等が移行しやすいような仕組みを今構築中で、検討中でございますし、その一方でメタルがまだそう簡単にはなくなるとい状況もございますから、特にユニバ対象のエリア、それから世代間によっても、特に高齢者の方たちにとってみると、まだ黒電話は大事な通信手段だったりしますから、そこがあまり高どまりするということも望ましくないと。

だから、一方でマイグレーション促進という点では、メタル回線を安く維持するということがある一定のブレーキをかけることにはなるかもしれないのですが、その一方では、最終消費者の、特に相対的な弱者の方たちをお守りするという視点もやはり失

ってはいけない視点だと思しますので、そこら辺のバランスは取りながら、今後の競争政策を推進していただくということになると思います。

○根岸部会長　ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、本件につきましても、議事規則に従いまして報道発表をし、広く意見募集を行うことにいたしたいと思えます。今回の接続約款の改定につきましては、平成24年度当初から適用されることが各接続事業者等の利益につながるということでもありますので、意見招請は1回といたしまして、3月13日までの3週間実施するということにしたいと思えます。そして、その提出された意見を踏まえまして、また接続委員会で調査・検討いただくということで、その報告を受けてこの部会で答申という予定にさせていただきます。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、そのように決定したいと思えます。

○根岸部会長　それでは、以上で本日の審議は終了いたしました。委員の皆様あるいは事務局から何かございますでしょうか。ございませんか。ありがとうございます。

では、次回の部会につきましては、別途事務局より連絡があるということでございますので、これで閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

閉　会